

著作権に関するコンプライアンス(抄)

三井住友海上経営サポートセンター作成

著作物を自由に使える場合

私的使用のための複製(第30条)	家庭内で仕事以外の目的のために使用するために、著作物を複製することができる。
図書館等における複製(第31条)	国立国会図書館と政令で認められた図書館に限り、一定の条件の下に、ア)利用者に提供するための複製、イ)保存のための複製、ウ)他の図書館への提供のための複製を行うことができる。
引用（第32条）	公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。
教科用図書等への掲載(第33条)	学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載することができる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要となる。
教育機関における複製等(第35条)	教育を担任する者やその授業を受ける者(学習者)は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。

【適切な引用】

原則：公表された著作物は、引用して利用することができる

この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければなりません。

「引用」と「盗用」の境界線は？

①引用を行う「必然性」があること

引用は他人の考え方や、他人が提示した情報を利用することによって、自分の議論や記述を補強するものであり、引用せざるを得ない場合に限り認められる。

②自分のオリジナルの文章が「主」、引用部分は「従」であること

引用の分量については、はっきりとしたルールはないが、一応の目安として文章の分量の10～15%を超えないようにするのが望ましい。

【適切な引用】

「引用」と「盗用」の境界線は？

③引用部分は、ハッキリと他の部分と区別されている

- ・短い引用部分は、引用をカギカッコ（「 」）でくくって示し、出典も併せて記載する
- ・長い引用は、カッコでくくる必要はなく、引用の全体を2字下げて記述する

④引用部分を勝手に改変していない

- ・原文に明らかな誤字や誤植があっても表現を変えてはいけない。当該部分の上か右下の小さく「（ママ）」と書く
- ・漢字の旧字体は新字体に改めて良いが「（旧字体は新字体に改めた）」と書く

⑤引用させてもらった出典元が明記されている

- ・出典は『著者名・発行年（西暦）』の形が一般的
- ・著者名は姓だけで良く「～氏」「～先生」などの敬称は不要
- ・広く知られている事実や知識、ことわざは出展を示す必要はない